別表第三　令和９年１月１日以後の賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（法第五条の二十七関係）

賞与の金額に乗ずべき率	甲																		乙	
	扶養親族等の数																			
	0人		1人		2人		3人		4人		5人		6人		7人以上					
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額																		前月の社会保険料等控除後の給与等の金額	
	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
%	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0.000	87千円未満		112千円未満		147千円未満		185千円未満		222千円未満		255千円未満		287千円未満		320千円未満					
2.042	87	100	112	253	147	279	185	300	222	300	255	308	287	347	320	387				
4.084	100	263	253	292	279	325	300	357	300	390	308	415	347	440	387	466				
6.126	263	313	292	349	325	380	357	408	390	434	415	460	440	486	466	510				
8.168	313	346	349	376	380	402	408	427	434	455	460	482	486	508	510	532				
10.210	346	375	376	404	402	429	427	454	455	480	482	505	508	530	532	555	224千円未満			
12.252	375	405	404	432	429	460	454	487	480	511	505	533	530	555	555	580				
14.294	405	436	432	466	460	495	487	519	511	542	533	567	555	592	580	617				
16.336	436	520	466	520	495	528	519	553	542	580	567	607	592	633	617	660				
18.378	520	607	520	622	528	637	553	653	580	668	607	683	633	698	660	710				
20.420	607	686	622	707	637	730	653	753	668	777	683	800	698	824	710	847	224	296		
22.462	686	717	707	742	730	766	753	791	777	816	800	840	824	865	847	889				
24.504	717	755	742	781	766	807	791	832	816	858	840	884	865	910	889	936				
26.546	755	797	781	824	807	851	832	878	858	906	884	933	910	960	936	988				
28.588	797	857	824	885	851	913	878	941	906	969	933	997	960	1,025	988	1,054				
30.630	857	925	885	956	913	986	941	1,016	969	1,047	997	1,077	1,025	1,108	1,054	1,138	296	528		
32.672	925	1,321	956	1,345	986	1,369	1,016	1,394	1,047	1,418	1,077	1,443	1,108	1,467	1,138	1,491				
35.735	1,321	1,521	1,345	1,526	1,369	1,526	1,394	1,538	1,418	1,555	1,443	1,555	1,467	1,555	1,491	1,583				
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693	1,555	2,716	1,555	2,740	1,555	2,764	1,583	2,788	528	1,118		
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590	2,716	3,622	2,740	3,654	2,764	3,685	2,788	3,717				
45.945	3,495千円以上		3,527千円以上		3,559千円以上		3,590千円以上		3,622千円以上		3,654千円以上		3,685千円以上		3,717千円以上		1,118千円以上			

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　賞与の金額に乗ずべき率の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除した金額を求める。

⑵　次に、当該申告書により申告された扶養親族等（所得税法第百八十六条の二の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者及び同法第百八十六条の三の規定により当該申告書に記載がされていないものとされる源泉控除対象親族を除くものとし、当該扶養親族等が同法第百九十四条第五項に規定する国外居住親族（㈡において「国外居住親族」という。）である場合には同項に規定する書類の提出又は提示がされた扶養親族等に限る。㈡において同じ。）の数と⑴により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈡　㈠の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第四項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、当該申告書にその居住者の同一生計配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者（当該障害者又は同居特別障害者が国外居住親族である場合には、同法第百九十四条第五項に規定する書類の提出又は提示がされた障害者又は当該同居特別障害者に限る。）がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに１人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

㈢　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、㈣に該当する場合を除き、

⑴　その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　⑴により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

⑶　⑵により求めた行と「賞与の金額に乗ずべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。

㈣　前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によらず、第三項第一号イ⑵若しくはロ⑵又は第二号の規定により税額を計算する。

㈤　㈠から㈣までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められているときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもって、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。